

【被扶養者異動増加時の添付書類一覧表】

< 2023年5月16日改定 >

「被扶養者異動 増加届」と添付書類（下記参照）をあわせて提出してください。

健保での審査の結果、添付された書類だけでは判断できない場合は、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

「後期高齢者医療制度」に該当する方は申請できません。

<提出必須の書類>…必ず提出してください

<認定対象者の状況>	<提出書類>
全員	<ul style="list-style-type: none"> 「被扶養者異動 増加届（健保所定）」 「認定対象者状況報告書（健保所定）」・・・対象者1人につき1枚記入が必要 「世帯全員の住民票（写）」・・・発行から3ヶ月以内のもの／個人番号は省略／その他項目は省略しない
別居家族を申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> 「別居家族の世帯全員の住民票（写）」・・・発行から3ヶ月以内のもの／個人番号は省略／その他項目は省略しない 「戸籍謄本（写）」・・・発行から3ヶ月以内のもの

<状況に応じた追加書類>

A. 収入・生計維持関係に関する提出書類（下記表で該当する全ての項目の書類が必要です）

<認定対象者の状況>	<提出書類> ■「○」が付いている書類を提出 ■（写）と記載されていない書類は 原本の提出が必要	<被保険者からみた続柄>								<取扱先>	<補足説明>		
		別居でも申請可能				同居が条件							
		配偶者	子		父母・祖父母	兄弟姉妹孫		義父母・養祖父母	その他				
18歳以上	18歳未満		18歳以上	18歳未満		18歳以上	18歳未満						
①無収入である	・「所得証明書(写)」 ・「課税証明書(写)」等 いずれか	○	○	/	○	○	/	○	○	/	役所	収入金額の記載欄がある最新の証明書 収入欄に金額記載がある場合は②～⑧の書類を追加で提出	
退職した 雇用保険に加入していた	②雇用保険未加入だった	・「退職証明書（健保所定）」	○	○	○	○	○	○	○	○	退職時の勤務先	※退職証明書（健保所定）が入手できない場合 ・「退職日がわかる書類（写）」＋「雇用保険加入有無がわかる書類（写）」でも可	
	③受給しない		○	○	○	○	○	○	○	○	退職時の勤務先	退職日がわかる書類例 「退職時源泉徴収票」「雇用保険被保険者離職票」等 ※退職日の記載されていない「資格喪失証明書」は不可	
	④受給を予定している	・「退職証明書（健保所定）」 ・「雇用保険受給についての同意書（健保所定）」	○	○	○	○	○	○	○	○			
	⑤受給延長手続きをしている		○	○	○	○	○	○	○	○			
	⑥受給している	・「雇用保険受給資格者証両面（写）」 ・「雇用保険受給資格通知（写）」 いずれか	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	日額3,612円以上（障害年金受給者・60歳以上の方は5,000円以上）の場合は、受給が終了してから申請してください。	
⑦受給が終了した	・「雇用保険受給資格者証両面（写）」 ・「雇用保険受給資格通知（写）」 いずれか	○	○	○	○	○	○	○	○		『支給終了』と印字されたもの		
⑧自営業を廃業した	・「廃業届（写）」 ・「確定申告書一式（写）」（★）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署等	確定申告書は、最新年度のもの ★確定申告していない場合は、住民税申告書類の写し	
収入がある	⑨パート・アルバイト等 給与と収入がある	・「勤務形態証明書（健保所定）」	○	○	○	○	○	○	○	○	勤務先	健保所定「勤務形態証明書」の内容を網羅している契約書等の写しでも可	
	⑩自営業/個人事業収入がある	・「確定申告書一式（写）」（★） ・「現在つけている帳簿(写)」	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	税務署の受付印がある控えの写し 電子申請の場合は「受信通知データ」＋「申告データ」 ※「第一表」・「第二表」と「収支内訳書」「青色申告決算書」等、計算根拠となる部分も提出してください。 ※「第三表」がある場合は「第三表」も提出してください。 ※確定申告に「給与収入」の記載がある場合は『A表②～⑦』の該当書類を追加してください。 ★確定申告していない場合は、住民税申告書類の写し	
	⑪給与・事業以外の収入がある 不動産・利子配当・株等	「確定申告書一式（写）」（★） 「現在つけている帳簿(写)」 「利息/配当金計算書（写）」	○	○	○	○	○	○	○	○			
	⑫年金を受給している 国民・厚生・企業・個人 共済・障害・遺族・労災 各種恩給等	・「振込通知書（写）」 ・「改定通知書（写）」 ・「支払決定通知書（写）」いずれか	○	○	/	○	○	/	○	○	/	年金事務所	いずれも最新のもの ※受給者氏名が印字された部分もコピーして提出してください。 ※源泉徴収票は不可 これから年金を受給する場合 ・「年金見込額照会回答票(写)」
	⑬健康保険の傷病手当金・ 出産手当金・労災保険の 給付金を受給している	・「支給決定通知書（写）」等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前に加入していた健康保険組合等の保険者	支給期間・支給金額を確認できる書類
⑭健康保険の傷病手当金・ 出産手当金・労災保険の 給付金の受給が終了した	・「支給終了証明書（写）」等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		支給終了日を確認できる書類	
生計維持関係の変更	⑮結婚した	・「戸籍謄本（写）」 ・「婚姻届受理証明書（写）」 いずれか	○	/	/	/	/	/	/	/	役所		
	⑯内縁関係となった	・被保険者・認定対象者双方の 「戸籍謄本（写）」	○	/	/	/	/	/	/	/			
	⑰養子縁組した	・「養子縁組受理証明書（写）」 ・「戸籍謄本（写）」いずれか	/	○	○	/	/	/	/	/			
	⑱離婚・死別等により「子」 の主たる生計者が変更となった	・「戸籍謄本（写）」	/	○	○	/	/	/	/	/			
⑲他の健康保険の 「任意継続被保険者」であった	・任意継続の「資格喪失証明書（写）」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前に加入していた健康保険組合等の保険者		
⑳特別養護老人ホーム等 施設に入所している	・入所証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入所施設	従来、被保険者と同居していた者で、施設に入所して一時的に別居となる場合は「同居」とみなします。	
当健保の被扶養者ではない 18歳以上の同居家族がいる場合	上記①～⑭参照	/	/	/	○	○	○	○	○	○	役所 税務署 等	認定対象者が「子」「配偶者」以外の親族の場合は、同居している他の親族と被保険者に収入比較が必要です。	

B. 「子」の申請で、当健保の被扶養者ではない配偶者がいる場合

(※配偶者も当健保の「被保険者」の場合、下記書類は不要です。『被扶養者異動 増加届』の空いているスペースにその方の保険証記号・番号を記入してください)

<配偶者の状況>	<提出書類>	<補足説明>
給与収入がある	・「年間収入見込額証明書（健保所定）」 ・「最新の所得証明書等または源泉徴収票(写)」 + 「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 いずれか	「子」の扶養義務者は両親であるため、両親の収入を比較して、どちらが子の主たる生計者であるかを確認します。 収入の比較は、申請日以降1年間の収入見込額をもって行います。
休職中である	・「産休/育休の証明書類（写）」 ・「その他 休職の証明書類（写）」等 いずれか	
自営業/個人事業収入がある	・「確定申告書一式（写）」※「収支内訳書」等を含む一式（A表の★） ・「現在つけている帳簿（写）」	

C. 認定対象者と被保険者が別居の場合の提出書類（下記表で該当する全ての項目の書類が必要です）

■被保険者が「在職者」の場合

<認定対象者>	<提出書類>	<補足説明>
(子・配偶者・その他親族共通) 海外在住の場合	被保険者・認定対象者の状況により異なりますので、 健保HP▶海外居住者の被扶養者認定について（国内居住要件） で詳細を確認してください。	海外に渡航する親族は原則、被扶養者として認められませんが、日本国内に生活の基礎があると認められる場合には被扶養者となる ことができます。
子	・《在職者》住所変更・別居・同居 申請書（健保所定） ・1ヶ月分の送金証明	●1ヶ月分の送金証明について ・最低5万円以上かつ別居の認定対象者の月収以上 ・振込控え、現金書留控え、金融機関の定額送金契約書の 写しなど
	富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が給与収入のみの場合 ・「年間収入見込額証明書（健保所定）」 ・「最新の所得証明書等または源泉徴収票(写)」 + 「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 いずれか 富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が個人事業主の場合 ・「確定申告書一式（写）」 + 「現在つけている帳簿（写）」（A表の★）	
配偶者	・《在職者》住所変更・別居・同居 申請書（健保所定） ・1ヶ月分の送金証明	※別居の理由が「単身赴任」「学生」の場合は送金を証明する 必要はありません。
	・《在職者》住所変更・別居・同居 申請書（健保所定） ・1ヶ月分の送金証明	
その他、別居でも扶養申請可能な親族	別居の認定対象者が他の親族と同居している場合 ・その親族の収入証明書類（※A表①～⑭参照）	※第三者から見て、被保険者から別居の認定対象者に送金して いることがわかるもの。現金手渡し、被保険者名義の口座へ の振込は送金とは認められません。 認定後は、最低年4回以上で、年間で「別居の認定対象者の年収以 上」になるよう送金を継続してください。
	富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が給与収入のみの場合 ・「年間収入見込額証明書（健保所定）」 ・「最新の所得証明書等または源泉徴収票(写)」 + 「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 いずれか 富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が個人事業主の場合 ・「確定申告書一式（写）」 + 「現在つけている帳簿（写）」（A表の★）	

■被保険者が「任継/特退加入者」の場合

<認定対象者>	<提出書類>	<補足説明>
(子・配偶者・その他親族共通) 海外在住の場合	被保険者・認定対象者の状況により異なりますので、 健保HP▶海外居住者の被扶養者認定について（国内居住要件） で詳細を確認してください。	海外に渡航する親族は原則、被扶養者として認められませんが、日本国内に生活の基礎があると認められる場合には被扶養者となる ことができます。
子	・《任継・特退》住所変更・別居・同居 申請書（健保所定） ・1ヶ月分の送金証明	●1ヶ月分の送金証明について ・最低5万円以上かつ別居の認定対象者の月収以上 ・振込控え、現金書留控え、金融機関の定額送金契約書の 写しなど
	富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が給与収入のみの場合 ・「年間収入見込額証明書（健保所定）」 ・「最新の所得証明書等または源泉徴収票(写)」 + 「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 いずれか 富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が個人事業主の場合 ・「確定申告書一式（写）」 + 「現在つけている帳簿（写）」（A表の★） ・被保険者の収入証明書類	
配偶者	・《任継・特退》住所変更・別居・同居 申請書（健保所定） ・1ヶ月分の送金証明	※別居の理由が「単身赴任」「学生」の場合は送金を証明する 必要はありません。
	・《任継・特退》住所変更・別居・同居 申請書（健保所定） ・1ヶ月分の送金証明	
その他、別居でも扶養申請可能な親族	別居の認定対象者が他の親族と同居している場合 その親族の ・「所得証明書（写）」 ・「確定申告書一式（写）」等 いずれも最新のもの（A表の★）	※第三者から見て、被保険者から別居の認定対象者に送金して いることがわかるもの。現金手渡し、被保険者名義の口座へ の振込は送金とは認められません。 認定後は、最低年4回以上で、年間で「別居の認定対象者の年収以 上」になるよう送金を継続してください。
	富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が給与収入のみの場合 ・「年間収入見込額証明書（健保所定）」 ・「最新の所得証明書等または源泉徴収票(写)」 + 「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 いずれか 富士フィルムグループ健保の被扶養者ではない配偶者が個人事業主の場合 ・「確定申告書一式（写）」 + 「現在つけている帳簿（写）」（A表の★）	